

札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物の売払いに係る公募型指名見積合せの実施にあたり、その参加者を公募するので、下記のとおり告示する。

令和7年10月15日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課 電話011-611-3111

2 公募型指名見積合せに付する事項

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 件 名 | 札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設製造物売払い |
| (2) 仕 様 等 | 公募型指名見積合せ参加者の公募説明書による。 |
| (3) 引渡し期間 | 契約締結日から令和8年3月27日までとする。 |
| (4) 引渡し場所 | 札幌市中央区北12条西20丁目
札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設 |

3 公募型指名見積合せ参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 製造物の搬出及び使用を適正かつ誠実に実行したことを確認できる書類等を発注者に提出することが可能な者であること。
- (3) 資源リサイクル施設から製造物を搬出することができる人員及び車両等の体制を整え、発注者に提示した時期に製造物を搬出することができる者であること。
- (4) 製造物のみを田畑に撒くなど、単独の肥料のように使用することを目的とする者でないこと。（製造物は、肥料として必要な含有成分が低く、北海道の肥料登録ができないものであるため。ただし、配合肥料の原材料の一部とすることは可能である。）
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 市区町村税及び消費税・地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する「暴力団関係事業者」に該当しない者であるとともに、今後、これらの者にならないことを誓約できる者であること。

4 公募型指名見積合せ説明書等の交付方法

希望すれば郵送又は電子メールにより交付するほか、札幌市中央卸売市場ホームページ（下記URL）からダウンロードできる。

<https://www.sapporo-market.gr.jp/>

5 公募型指名見積合せの参加申請

本件見積合せに参加を希望する者は、公募型指名見積合せ参加申請書その他関係書類を、次のとおり提出しなければならない。

なお、当該書類に関し契約担当部局から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出期間

令和7年10月16日（木）から令和7年10月29日（水）（必着）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

なお、郵送の場合は、特定記録等確実な方法にて郵送すること。

(3) 提出場所

上記1に同じ

(4) その他

ア 見積合せに参加を希望する場合であっても、必ず指名されることを保障するものではない。なお、参加を希望した者で、公募型指名見積合せの指名がなされなかった者は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、市長に対してその理由の説明を書面にて求めることができる。

イ 見積合せに参加を希望する者は、公募型指名見積合せ説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、公募型指名見積合せ参加申請書その他関係書類の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

6 公募型指名見積合せの概要

(1) 見積合せの日時及び場所

ア 日時 令和7年11月13日（木）午前10時00分

イ 場所 札幌市経済観光局中央卸売市場管理課（水産棟4階入札室）
（札幌市中央区北12条西20丁目）

(2) 見積書の提出方法

下記(3)の指名通知書の交付を受けた者は、令和7年11月12日（水）午後5時00分（必着）までに、持参又は郵送により見積書を提出すること（なお、電子送付による提出は認めない）。

なお、見積の方法は、製造物0.5トンあたりの単価で行う。

(3) 指名通知書の交付

下記(4)の選定基準に基づき本件見積合せに参加することが適当と認めた者に対し

て、令和7年11月4日（火）に指名通知書を電子メールにより交付する。

なお、事情により指名通知書の交付日が前後する場合がある。

(4) 見積合せ参加者の選定基準

本売払いは本市場で製造される製造物の全量进行处理し、活用の方法も適正であることが求められることから、本件見積合せの参加者を、上記5に基づき参加申請があった者の中から、下記の基準に基づき総合的に判断して選定する。

ア 製造物の活用数量及び活用時期

製造物の全量进行处理する必要があることから、活用数量は全量もしくは全量に近い数量であることが望ましい。また、1か月間の製造数量に上限があることから、毎月を希望する場合、活用時期は各月平均的であることが望ましい。

イ 製造物の搬出方法及び搬出頻度

製造物の搬出は受注者が行う。また、製造物の保管場所が限られていることから、月1回以上の引取が望ましい。

ウ 製造物の希望購入単価

購入単価が高いほど望ましい。

エ 製造物の活用目的及び活用方法

本市場が想定する野菜・果物くずりサイクルの意図を汲んでいるか。

オ 上記3の公募型指名見積合せ参加資格を有していること

7 公募型指名見積合せ手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、札幌市契約規則第25条各号に該当する場合は免除する。

(2) 見積の無効

本告示に示した参加資格のない者のした見積、見積合せに関わる条件に違反した者のした見積、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する見積は無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約の相手方の決定方法等

ア 契約の相手方の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で、最高の価格をもって見積（有効な見積に限る。）した者を契約の相手方とする。

イ 製造物引取り数量が総予定製造量に満たない場合の取扱い

上記アの結果、契約の相手方の製造物引取り数量が、総予定製造量に満たない場合は、予定価格以上で、次に最高の価格をもって見積（有効な見積に限る。）した者を契約の相手方とし、総予定製造量の残量の範囲内で製造物引取り数量を決定する。以後、総予定製造量を満たすまで同様の手続を繰り返す。

(5) 詳細は公募型指名見積合せ参加者の公募説明書による。